

要支援者に対する介護サービスの継続を求める意見書

高齢化が進展し、独居や高齢者世帯など家族介護に頼れない高齢者がふえている中で、介護保険によるサービスの役割がますます大きくなっている。

しかし、政府は、ことし8月に社会保障制度改革国民会議が、「要支援者に対する介護予防給付について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組等を積極的に活用しながら柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう、受け皿を確保しながら新たな地域包括推進事業（仮称）に段階的に移行させていくべきである。」と提案したことを受け、要支援者向けサービスを介護保険から市町村事業へ移行することを検討している。

要支援者は、全国で約150万人に上るとされ、認知症の初期症状、鬱症状を含め、虚弱な高齢者である。要介護度の進行の抑制、症状の改善のためには、「いのち綱」として安定した今までどおりのサービスが不可欠であるが、要支援者向けのサービス事業を市町村に移行すると、今までのサービスが利用できなくなるおそれがある。自己負担額も含め、サービスの質や量の市町村での格差も拡大する。

また、多くの利用者に影響が出るものだが、費用削減効果はごく限定的である。

よって、本市議会は、政府に対し、要支援者に対する介護サービスの継続について、下記の事項の実施を強く要望する。

記

- 1 要支援者に対する介護サービスを現行どおり介護保険給付とすること。
- 2 介護給付における国の負担分を確保すること。
- 3 要支援者の実態を把握するため、調査を実施すること。
- 4 支援を必要とする人に適切な給付が行われるよう制度改正をすること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年12月19日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明